



Vol.9

弁護士 岸田鑑彦
狩野・岡・向井法律事務所

★ おせっかいの代償

豊前市（パワハラ）事件の福岡高裁判決（平成25年7月30日）をご紹介します。

この事件は、市の職員同士の交際について、同人らの上司である総務課の課長が、当事者である職員男性に対して「お前は一度失敗している（離婚歴がある）から悪く言われるんだ」等の発言をして交際に介入したことが、誹謗中傷、名誉棄損あるいは私生活に対する不当な介入に当たるとされ、市が責任を負うと判断された事案です。

【私生活に対する干渉は許されるか】

基本的に従業員が誰と交際するかは、私生活上の問題であり、職場恋愛であっても会社がこれに干渉することはできません。

社内恋愛禁止を定めている会社もありますが、仮にそのような定めや就業規則を制定したとしても、人格権や自己決定権を侵害するものであり、同規定に違反したことをもって懲戒処分はできないで

しょう。

また不倫の場合ですが、確かに不倫は社会的にも道徳的にも許されることではありませんが、それもあくまで私生活上の問題であり、それをもってただちに懲戒解雇まではできないでしょう。

【職場秩序を乱す場合は処分できる】

しかし、単なる私生活上の問題であっても、それが原因で企業秩序に悪影響を与え、実際に業務に支障が出るような場合は、配転命令を行ったり、懲戒処分を行うこともできるといえます。

この事件でも、裁判所は「職場への悪影響が生じこれを是正する必要がある場合を除き」と言っており、職場への悪影響が生じている場合には、当事者間の問題に介入することも許容しています。

【本件で問題になった発言】

この事件の発端となったのは、市民からの通報でした。すなわち、市の職員同士が、市営団地の前で抱き合い、キスを

Labor-management.net News Vol.9

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岸田鑑彦が解決！

しているとの通報が市民から市に寄せられました。

そして、市民からの市に対する要望や苦情があった場合には、総務課が対応することになっていたことから、総務課長は当事者から事情を聞くことにしたので

す。

その面談において、総務課長は、当事者である職員男性に対して、「入社して右も左もわからない若い子を捕まえて、だまして。お前は一度失敗している（離婚している）から悪く言われるんだ。噂になって、美人でもなくスタイルもよくない●●（当事者の職員女性）が結婚できなくなったらどうするんだ。」「危険人物」、「これまでもたくさんの女性を泣かせてきた」、「お前が離婚したのは、元嫁の妹に手を出したからだろうが。一度失敗したやつが幸せになれると思うな。」等の発言をしました。

これらの発言について裁判所は、当事者はいずれも成年に達している者であるから、その交際は当事者らの自主的な判断に委ねるべきものであり、その過程で職場への悪影響が生じこれを是正する必要がある場合を除き、総務課長は面談において、交際に介入するとき言動を避

けるべき職務上の義務があるとしたうえで、本件ではそのような悪影響が生じていないと判断し、これらの総務課長の言動は、いずれも上記義務に反し、誹謗中傷、名誉棄損あるいは私生活に対する不当な干渉であると判断しました。

【注意指導は行ってよい】

市とすれば、市民から苦情が寄せられたとすれば、その業務の公共性から、当事者である職員に対して、市民に誤解を与えるような言動は厳に慎むよう当然に注意指導すべきだといえます。しかし、問題は注意指導の方法です。

裁判所は、総務課長が、業務上の注意指導の範囲を超えて、人格を否定するような発言をしたり、交際そのものに介入するような発言を行ったことを問題視したものと考えられます。

ほんのささいなことがきっかけになった事件です。普段のコミュニケーションが足りていればこのような大きな問題に発展しなかったでしょう。普段の職員同士のコミュニケーションの重要性、注意の仕方の重要性を痛感させられた事件です。